

令和 8 年

小牧市議会

第 2 回定例会提出予定議案の概要

## 提 出 予 定 議 案

条 例 案	4 件
一 般 議 案	3 件
専 決 処 分 承 認 案	2 件
補 正 予 算 案	1 件
人 事 案	14 件
計	24 件

### 議 案 目 次

<b>条 例 案</b>	
54 小牧市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	1
55 小牧市市税条例の一部を改正する条例の制定について	2
56 小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	3
57 小牧市沿道区域の指定の基準を定める条例の制定について	3
<b>一 般 議 案</b>	
58 水槽車の取得について	4
59 高規格救急自動車の取得について	4
60 蒸気回転釜の取得について	4
<b>専 決 処 分 承 認 案</b>	
61 専決処分の承認について	5
62 専決処分の承認について	6
<b>補 正 予 算 案</b>	
63 令和 8 年度小牧市一般会計補正予算（第 1 号）	8
<b>人 事 案</b>	
64 小牧市農業委員会委員の任命について	10
65 小牧市農業委員会委員の任命について	10
66 小牧市農業委員会委員の任命について	10
67 小牧市農業委員会委員の任命について	10
68 小牧市農業委員会委員の任命について	10
69 小牧市農業委員会委員の任命について	11
70 小牧市農業委員会委員の任命について	11
71 小牧市農業委員会委員の任命について	11
72 小牧市農業委員会委員の任命について	11
73 小牧市農業委員会委員の任命について	11
74 小牧市農業委員会委員の任命について	12
75 小牧市農業委員会委員の任命について	12
76 小牧市農業委員会委員の任命について	12
77 小牧市農業委員会委員の任命について	12

## 条 例 案

(議案第54号)

小牧市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 公示の方法による聴聞の通知は、公示事項を一定の方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を市の掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うこととする。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

(議案第 5 5 号)

小牧市市税条例の一部を改正する条例の制定について

1 個人市民税

- (1) 所得税における扶養親族等申告書の提出義務がない公的年金等受給者のうち、一定の者は公的年金等受給者の扶養親族等申告書を市長に提出しなければならないこととする。
- (2) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、その適用期限を撤廃する。
- (3) 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）について、その対象となる家屋の居住年を令和 1 2 年（現行令和 7 年）まで延長する。
- (4) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、その譲渡をした土地等が、その譲渡をした時において地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域内にあるときは、本特例の適用をしないこととする。
- (5) 所得割の納税義務者が特定暗号資産の譲渡をした場合には、当該特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と分離して 1 0 0 分の 3 の税率により申告を通じて所得割を課することとする。

2 固定資産税の免税点について、家屋は 3 0 万円（現行 2 0 万円）に、償却資産は 1 8 0 万円（現行 1 5 0 万円）に引き上げる。

3 その他所要の規定の整備を行う。

4 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、2 は令和 9 年 4 月 1 日から、1 の (4) は令和 1 0 年 1 月 1 日から、1 の (5) は金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日から施行する。

(議案第56号)

小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 市が収集する一般廃棄物に、処分に特別な処理を要する廃棄物であって規則で定めるもの(以下「特定ごみ」という。)を追加し、特定ごみの収集、運搬及び処分に係る手数料の額は、1個につき1,050円とする。
- 2 その他所要の規定の整備を行う。
- 3 この条例は、一部の規定を除き、令和8年7月1日から施行する。

(議案第57号)

小牧市沿道区域の指定の基準を定める条例の制定について

- 1 市道に接続する区域の工作物等が市道の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は市道の交通に及ぼすべき危険を防止するため、市道の沿道区域の指定の基準を定める。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

一 般 議 案

(議案第58号)

水槽車の取得について

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 名 称    | 水槽車   |
| 2 | 取得財産   | 水槽車1台   |
| 3 | 取得金額   | 76,670,000円                                     |
| 4 | 契約の相手方 | 名古屋市東区矢田南一丁目2番8号<br>株式会社モリタ名古屋支店<br>支店長 土 居 典 生 |
| 5 | 契約の方法  | 指名競争入札  |

(議案第59号)

高規格救急自動車の取得について

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 名 称    | 高規格救急自動車  |
| 2 | 取得財産   | 高規格救急自動車1台  |
| 3 | 取得金額   | 32,010,000円                                       |
| 4 | 契約の相手方 | 名古屋市熱田区桜田町20番34号<br>日産愛知販売株式会社<br>代表取締役社長 神 田 昌 明 |
| 5 | 契約の方法  | 指名競争入札  |

(議案第60号)

蒸気回転釜の取得について

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 名 称    | 蒸気回転釜  |
| 2 | 取得財産   | 蒸気回転釜5台  |
| 3 | 取得金額   | 23,320,000円  |
| 4 | 契約の相手方 | 名古屋市中村区名駅南三丁目13番20号<br>株式会社中西製作所名古屋支店<br>支店長 堀 田 敦 志 |
| 5 | 契約の方法  | 指名競争入札   |

## 専決処分承認案

(議案第61号)

### 専決処分の承認について

#### 小牧市市税条例の一部を改正する条例の制定について

#### 1 個人市民税

- (1) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を令和12年度分(現行令和9年度分)まで延長する。
- (2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を令和11年度分(現行令和8年度分)まで延長する。

#### 2 固定資産税及び都市計画税

- (1) 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次の発電設備の課税標準をその価格に次の割合を乗じて得た額とする。

ア 一定の太陽光発電設備 2分の1

イ 一定の水力発電設備 規模により2分の1又は4分の3

ウ 一定の地熱発電設備 規模により2分の1又は3分の2

エ 一定のバイオマス発電設備 2分の1

オ 一定の風力発電設備 設置の根拠法により5分の3又は3分の2

- (2) 一定のバリアフリー改修工事を行った特別特定建築物に該当する家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、減額する額を当該家屋に係る税額の3分の1に相当する額とする。

#### 3 軽自動車税

- (1) 環境性能割を廃止し、種別割の名称を軽自動車税とするほか、所要の規定の整備を行う。
- (2) 軽自動車税(種別割)における軽減税率措置について、令和8年度及び令和9年度の取得分については、取得の翌年度のみ一定のものに限り軽減税率制度を適用する。

#### 4 その他所要の規定の整備を行う。

#### 5 この条例は、令和8年4月1日から施行した。

(議案第62号)

専決処分の承認について

小牧市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について

- 1 基礎課税額に係る課税限度額を67万円(現行66万円)に引き上げる。
- 2 国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額の対象となる所得の基準について、これらの額の5割を減額する基準については被保険者等1人当たりに加算する金額を31万円(現行30万5千円)とし、これらの額の2割を減額する基準については被保険者等1人当たりに加算する金額を57万円(現行56万円)とする。
- 3 令和8年4月1日から施行する子ども・子育て支援納付金課税額について、次の内容を追加する。
  - (1) 子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額を3万円とする。
  - (2) 次の表の左欄に掲げる世帯に係る納税義務者についての国民健康保険税を減額する額のうち18歳以上子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額を、同表右欄に定めるとおりとする。

総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額。以下同じ。)を超えない世帯	43円
総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円(改正前30万5千円)を加算した金額を超えない世帯	30円
総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円(改正前56万円)を加算した金額を超えない世帯	12円

- (3) 出産被保険者について、子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額を減額する額は、18歳以上被保険者均等割額の12分の1の額に、産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額とする。

(4) 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者がいる場合は、当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額は、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

4 その他所要の規定の整備を行う。

5 この条例は、令和8年4月1日から施行した。ただし、3は、公布の日から施行した。

補正予算案

(議案第63号)

令和8年度小牧市一般会計補正予算(第1号)

補正予算の内容

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
72,680,000	219,712	72,899,712	アジア・フレンドシップ推進事業費補助金 300 前年度繰越金 76,612 多世代交流プラザ管理事業債 76,900 都市整備事業債 65,900

歳出

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計	事業等の概要
72,680,000	219,712	72,899,712	修繕料(庁舎施設管理事業) 5,500 ラピオ設備修繕負担金(多世代交流プラザ施設管理事業) 112,791 ラピオ設備修繕負担金(市営駐車場施設管理事業) 76,176 ラピオ設備修繕負担金(ラピオ財産管理事業) 20,670 アジア・アジアパラ競技大会関連事業 4,575

繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	多世代交流プラザ施設管理事業	112,791
8 土木費	4 都市計画費	市営駐車場管理事業	76,176
8 土木費	4 都市計画費	ラピオ管理事業	20,670

地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
多世代交流プラザ管理事業	0	76,900
都市整備事業	0	65,900

人 事 案

(議案第64号)

小牧市農業委員会委員の任命について

委員 石田昭代氏の任期満了（令和8年7月19日）に伴い、後任者に同氏を任命しようとするもの

(議案第65号)

小牧市農業委員会委員の任命について

委員 伊藤茂之氏の任期満了（令和8年7月19日）に伴い、後任者に同氏を任命しようとするもの

(議案第66号)

小牧市農業委員会委員の任命について

委員 伊藤初美氏の任期満了（令和8年7月19日）に伴い、後任者に同氏を任命しようとするもの

(議案第67号)

小牧市農業委員会委員の任命について

委員 落合茂光氏の任期満了（令和8年7月19日）に伴い、後任者に同氏を任命しようとするもの

(議案第68号)

小牧市農業委員会委員の任命について

委員 川橋宗之氏の任期満了（令和8年7月19日）に伴い、後任者に同氏を任命しようとするもの

(議案第69号)

小牧市農業委員会委員の任命について

委員 栗岡泰規氏の任期満了（令和8年7月19日）に伴い、後任者に同氏を任命しようとするもの

(議案第70号)

小牧市農業委員会委員の任命について

委員 栗木光之輔氏の任期満了（令和8年7月19日）に伴い、後任者に同氏を任命しようとするもの

(議案第71号)

小牧市農業委員会委員の任命について

委員 堀尾知子氏の任期満了（令和8年7月19日）に伴い、後任者に同氏を任命しようとするもの

(議案第72号)

小牧市農業委員会委員の任命について

委員 山田貴史氏の任期満了（令和8年7月19日）に伴い、後任者に同氏を任命しようとするもの

(議案第73号)

小牧市農業委員会委員の任命について

委員 山田利宏氏の任期満了（令和8年7月19日）に伴い、後任者に同氏を任命しようとするもの

(議案第74号)

小牧市農業委員会委員の任命について

委員 亀谷一夫氏の任期満了(令和8年7月19日)に伴い、後任者に鬼頭克彰氏を任命しようとするもの

(議案第75号)

小牧市農業委員会委員の任命について

委員 稲垣武磨氏の任期満了(令和8年7月19日)に伴い、後任者に瀨瀨昌章氏を任命しようとするもの

(議案第76号)

小牧市農業委員会委員の任命について

委員 長谷川美子氏の任期満了(令和8年7月19日)に伴い、後任者に関戸怜子氏を任命しようとするもの

(議案第77号)

小牧市農業委員会委員の任命について

委員 堀尾咲子氏の任期満了(令和8年7月19日)に伴い、後任者に松浦光良氏を任命しようとするもの

